

対象

2018.8.31(Fri)－9.1(Sat)

大学生・法科大学院生・司法試験受験生
司法修習生・弁護士等

青年法律家協会 東京支部
修習生委員会共催

あなたは知っていますか？
ハンセン病差別の歴史を…

人権侵害の歴史

ハンセン病は希にしか感染・発症せず、投薬で完治する病気です。
しかし、国は「らい予防法」を制定し、ハンセン病への差別を煽り、
患者を国中から各地の療養所に強制収容しました。
その結果、患者たちは生涯、社会復帰が極めて困難な状況に追い込まれました。
2001年5月、熊本地裁は「らい予防法」を違憲と断じ国に損害賠償を命じました。
圧倒的な世論に押され、国は控訴を断念して判決が確定しました。
2016年5月には、最高裁長官が、患者の裁判を隔離された「特別法廷」で
開いていた問題について、「裁判所のあり方を深くおわび申し上げなければならない」と
謝罪の言葉を述べたことは記憶に新しいところです。
しかし、元患者への差別は根強く残り、元患者は失った「人生」を取り戻せません。

現場の声から考える

園内で生活する元患者の方から直接、被害の実態を聞き、裁判により何が回復できたのか、
今後何が求められているのかを考えてみませんか。

若手弁護士も多数参加します。

弁護士のやり甲斐や魅力についても、聞くことができます。

是非ご参加ください。

ところ 国立療養所 栗生楽泉園

2018年度
学生セミナー

場 所 群馬県 草津 国立療養所 栗生楽泉園

(栗生楽泉園内の宿泊施設に宿泊)

※宿泊施設は男女別の大部屋となります。石鹸、シャンプーはご持参ください。

日 時 2018年8月31日(金)13時30分～9月1日(土)12時頃

(13:30に草津栗生楽泉園自治会前集合※、現地解散)

※下記「アクセス」をご覧ください。バスターミナルからご案内します。

園内見学

2014年4月公開の「重監房資料館」ほか、園内を見学します。

語り部の方のお話、園で生活している元患者の方からのお話を聞く予定です。



懇親会

楽しく食事をしながら、参加者の皆様同士、弁護士との交流を深めます。

アクセス

JR吾妻線 長野原草津口駅下車

草津温泉行きバス乗車 終点バスターミナル下車

タクシーにて「栗生楽泉園自治会前」へ

(新宿駅発の高速バスもあります。)

※バスターミナルに来て頂ければご案内いたします

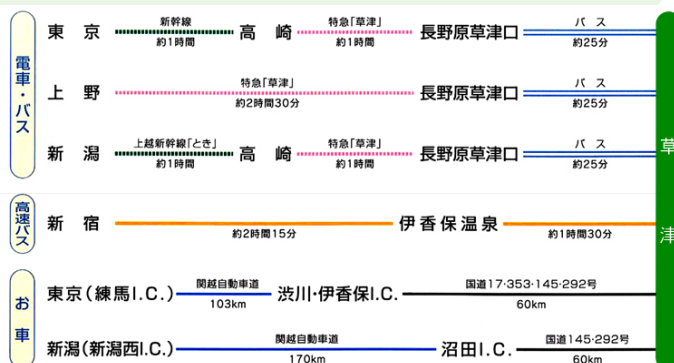
参加費

宿泊・飲食費は無料です！

※学生・LS生・司法試験受験生・司法

修習生は交通費の補助あり

(新宿～草津往復バス代相当額)



申込先・お問い合わせ先

担当弁護士 石井 一禎(北千住法律事務所)

Mail: kazuyoshi-ishii@mbr.nifty.com

Tel: 03-3870-0171 FAX:03-3881-7471

(①氏名、②所属・学年、③電話番号・メールアドレス、④性別、⑤宿泊の有無をお知らせ下さい)

締切 2018年8月20日(月)